

文化会館条例の改正について

令和元年9月18日
都市経営戦略会議資料
スポーツ文化局 文化部 文化振興課

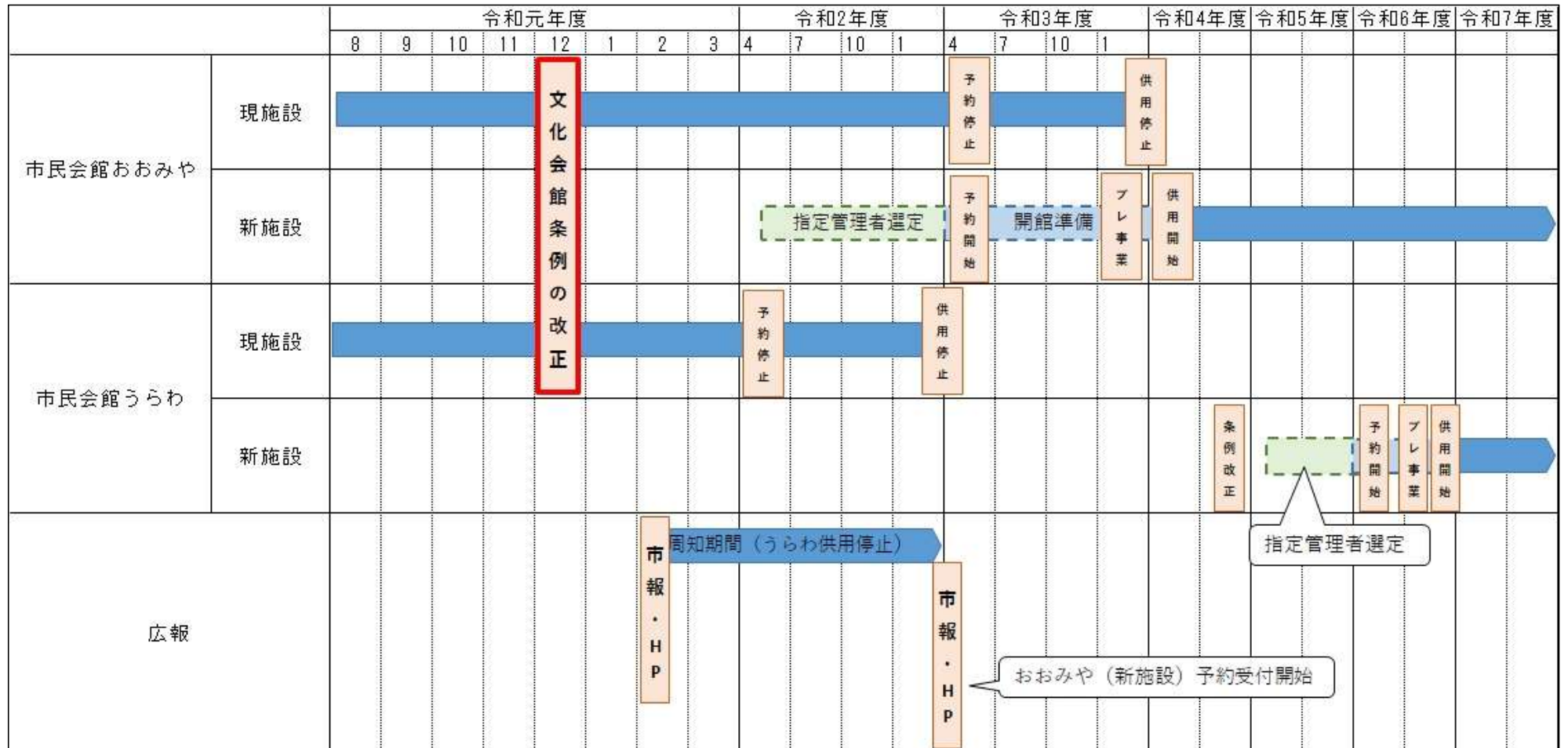
審議事項

「市民会館おおみや」新施設の供用開始及び
「市民会館うらわ」の供用停止等
に伴う文化会館条例の改正について、
ご審議いただきます。

「市民会館おおみや」「市民会館うらわ」に関する経過

	市民会館おおみや	市民会館うらわ
平成27年9月11日 都市経営戦略会議	大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業における 市取得の公共施設の機能・規模等について決定	
平成29年9月27日 都市経営戦略会議		浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業で整備する 複合施設への移転方針を決定
令和元年8月27日 都市経営戦略会議	新施設供用開始まで供用継続することを決定	令和3年3月末で供用停止することを決定
令和元年9月18日 都市経営戦略会議		浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業における 市取得の公共施設の機能・規模等について承認（予定）
	新施設供用開始に向け、利用料金改定等を目的とした条例の改正について承認（予定）	供用停止に向け、関係条文削除を目的とした条例改正について承認（予定）
令和2年度末		供用停止
令和4年4月	新施設供用開始（予定）	
令和6年度中		新施設供用開始（予定）

今後のスケジュール



※令和2年度から、「市民会館おおみや」新施設の指定管理者選定及び「市民会館うらわ」現施設ホールの予約停止をするため、令和元年12月定例会に文化会館条例の改正議案を提出予定 3

条例改正の目的

1. 「市民会館おおみや」新施設供用開始に伴う関係条文の改正
 - ① 利用時間の変更
 - ② 利用料金の改定 等

2. 「市民会館うらわ」の供用停止に伴う関係条文の削除

3. その他の改正
 - ① 実施事業に関する記載の追加
 - ② 利用料金の減免に関する条文を新たに追加

1. 「市民会館おおみや」新施設供用開始に伴う関係条文の改正

【主な改正事項】

- ① 複合施設内他施設の営業時間との均衡を図るため、利用時間の改正を行う。

現施設	午前9時~午後9時30分	➡	新施設	午前9時~ <u>午後10時</u>
-----	--------------	---	-----	--------------------

- ② 立地条件、機能等にあわせた、利用料金の改定を行う。

※ 名称については、市民に愛着を持って利用してもらう施設とするため、愛称の募集をする。

利用料金改定の考え方

考慮する事項
大宮駅近くに移転することによる 立地及び利便性の向上
新たな機能を導入すること等による 機能の向上
上記に伴う 維持管理費の増加
周辺施設、同種機能を有する施設及び同規模施設等との バランス

【加算体系の変更】

- ・ 営業目的利用：質の高い活動、発信の促進及び立地向上に伴う営業目的利用の増加に対応するため、**加算体系を変更**する。（市民会館おおみや（新施設）に限る）

現行（1人1回の入場料）	
ホール	・ 500円未満：1割加算 ・ 500～1,000円：3割加算 ・ 1,000～2,000円：5割加算 ・ 2,000～3,000円：7割加算 ・ 3,000円以上：9割加算
ホール以外	・ 2,000円未満：5割加算 ・ 2,000円以上：10割加算



変更後	
全諸室	1人1回の入場料： 2,000円未満：加算なし 2,000円以上：10割加算
	営業目的利用：10割加算

利用料金の改定①：大ホール

項目		変更となる事項・考え方
席単価		土日祝日は平日から 35%増 （現施設は約20%増）
他施設との バランス	同種施設	立地を踏まえ、文化センター大ホールより 高い席単価 とするが、座席数は少ないことから、 1ホール当たりの利用料金は超えない 設定とする。
	周辺施設	営業目的利用の場合の席単価（10割加算）は、 ソニックシティ大ホールの席単価を超えない 設定とする。

		席数	席単価（平日）			利用料金（平日）		
			午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
市民会館おおみや （新施設）	基本	1,401	7.5円	11.2円	13.5円	31,500円	62,800円	75,700円
	加算後		15.0円	22.4円	27.0円	63,000円	125,600円	151,400円
市民会館おおみや（現施設）		1,370	4.5円	6.4円	8.1円	18,300円	35,170円	38,960円

【他施設の状況】

文化センター大ホール	2,006	5.8円	8.6円	11.3円	34,660円	69,320円	79,010円
ソニック大ホール（営業利用）	2,505	21.2円	28.6円	33.4円	159,100円	286,200円	334,900円

利用料金の改定②：小ホール

項目		変更となる事項・考え方						
席単価		土日祝日は平日から 35%増 （現施設は約20%増）						
他施設との バランス	同規模施設	立地を踏まえ、文化センター小ホール、さいたま芸術劇場小ホールより 高い席単価及び1ホール当たりの利用料金 設定とする。						
	周辺施設	営業目的利用の場合の席単価（10割加算）は、 ソニックシティ小ホールの席単価を超えない 設定とする。						

	席数	席単価（平日）			利用料金（平日）			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
市民会館おおみや （新施設）	基本	340	9.5円	14.2円	17.1円	9,700円	19,300円	23,300円
	加算後		19.0円	28.4円	34.2円	19,400円	38,600円	46,600円
市民会館おおみや（現施設）		274	6.4円	10.4円	11.7円	5,300円	11,410円	11,240円

【他施設の状況】

文化センター小ホール	340	9.1円	13.6円	17.8円	9,280円	18,510円	21,140円
さいたま芸術劇場小ホール	346	8.9円	12.2円	14.1円	9,290円	16,900円	21,900円
ソニック小ホール（営業利用）	496	20.6円	31.0円	38.9円	30,700円	61,600円	77,100円

利用料金の改定③：その他諸室（集会室、スタジオ等）

共通事項		勤務帰り等の活動を促進するため、 午後区分と夜間区分を同一の㎡単価 とする。 (午前区分<午後区分=夜間区分) ※展示室を除く (1日貸のため)		
室名	数	考え方		
集会室	7	50㎡未満	市民利用が多いと想定されるため、立地は向上するがコミュニティ施設とのバランスを考慮し、現施設と同水準もしくは 若干安めの単価 とする。	
	4	50㎡以上	法人、団体の利用が多いと想定されるため、立地の向上等を踏まえ、現施設より平均で 5割増程度の単価 とする。	
楽屋	9	立地を考慮し現施設より平均で同水準もしくは 若干高めの単価 とする。		
和室	1	既に他施設より高い単価設定のため、現施設と同水準の単価設定とする。		
新規導入機能	スタジオ	3	30㎡未満	個人利用が多いと想定されるため、コミュニティ施設とのバランスを考慮し、他の市有文化施設現施設と同水準もしくは 若干安めの単価 とする。
		3	30㎡以上	団体利用が多いと想定されるため、立地を考慮し、他の市有文化施設より平均で 2割増程度の単価 とする。
	リハーサルルーム	1	立地を考慮し、他の市有文化施設より 高い単価設定 とする。	
	レクリエーションルーム	1	・リハーサルルーム、レクリエーションルーム：平均で 2割増程度	
	展示室	3	・展示室：平均で 5割増程度	

利用料金の改定④：新旧比較

【市民会館おおみや(現施設)】

室名		時間区分				広さ
		午前	午後	夜間	全日	
大ホール	平日	18,300	35,170	38,960	88,610	1,370席
	土日祝日	22,930	44,530	48,320	110,850	
小ホール	平日	5,300	11,410	11,240	26,490	274席
	土日祝日	6,850	12,850	14,660	33,810	
第1楽屋		680	1,390	1,640	3,610	28㎡
第2楽屋		680	1,390	1,640	3,610	28㎡
第3楽屋		680	1,390	1,640	3,610	34㎡
第4楽屋		680	1,390	1,640	3,610	34㎡
第1集会室		1,520	2,460	2,660	6,240	62㎡
第2集会室		1,520	2,460	2,660	6,240	63㎡
第3集会室		1,880	2,950	3,080	6,930	100㎡
第4集会室		2,240	3,520	3,910	8,740	127㎡
第5集会室		2,240	3,520	3,910	8,740	127㎡
和室		2,710	3,760	4,020	8,960	30畳

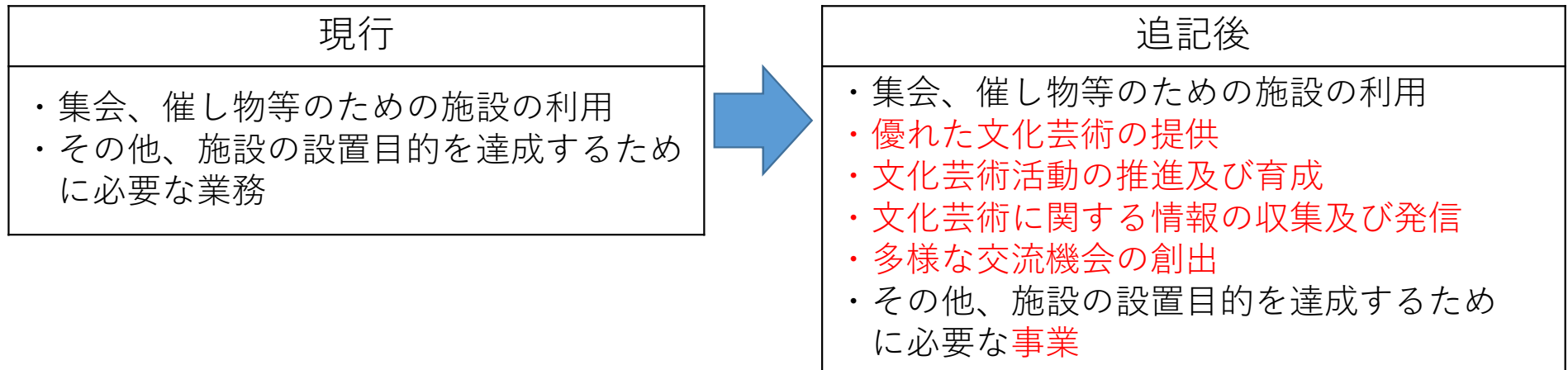
【市民会館おおみや(新施設)】

室名		時間区分				広さ
		午前	午後	夜間	全日	
大ホール	平日	31,500	62,800	75,700	170,000	1,401席
	土日祝日	42,500	84,600	102,000	229,100	
小ホール	平日	9,700	19,300	23,300	52,300	340席
	土日祝日	13,100	26,000	31,300	70,400	
楽屋 1、2		1,280	1,710	1,710	4,700	33㎡
楽屋 3~6		1,050	1,400	1,400	3,850	27~28㎡
小ホール楽屋 1		500	670	670	1,840	13㎡
小ホール楽屋 2、3		1,010	1,350	1,350	3,710	26~28㎡
集会室 1		4,750	10,560	10,560	25,870	176㎡
集会室 2、5		650	1,170	1,170	2,990	31㎡
集会室 3、4、6、7		810	1,480	1,480	3,770	39㎡
集会室 8		2,450	5,460	5,460	13,370	91㎡
集会室 9		2,100	4,680	4,680	11,460	78㎡
集会室 10		1,350	3,000	3,000	7,350	50㎡
主催者控室(集会室用)		350	640	640	1,630	17㎡
和室		1,570	2,450	2,450	6,470	17.5畳
新規機能	リハーサルルーム	4,650	6,590	6,590	17,830	194㎡
	レクリエーションルーム	2,730	3,870	3,870	10,470	114㎡
	スタジオ 1	1,530	2,170	2,170	5,870	64㎡
	スタジオ 2	1,100	1,560	1,560	4,220	46㎡
	スタジオ 3	980	1,390	1,390	3,760	41㎡
	スタジオ 4、5、6	430	620	620	1,670	24~26㎡
展示室 1、2、3				7,300	126~139㎡	

3 その他の改正

【文化会館(※)すべてに係る改正】 ※文化センター、市民会館おおみや（新施設）、市民会館いわつき

- ① 施設を活用した文化芸術に関する事業を実施している実態にあわせ、追記を行う。



- ② 本市が主催又は共催し、施設の設置目的である文化の向上及び福祉の増進に寄与する事業に対し、利用料金の減免ができる規定を新たに設ける。

文化施設に減免規定のある政令市	19市（さいたま市を除く全市）
-----------------	-----------------